

京都府保健医療計画の中間見直し（中間案）からの主な修正点

< 京都府保健医療計画 >

変更前（中間案）	変更後（最終案）	備考
<p>第1部 総論 第2章 計画の性格と期間 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 医療計画、健康増進計画の内容を網羅し、高齢者健康福祉計画及び障害福祉計画等と整合を図った保健医療の基本計画 ★ 平成30年度(2018年度)から2023年度までの6か年計画 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1 計画の性格</p> <p>府民のニーズに即した保健医療の供給体制を整備するに当たっては、府民・患者を中心に、健康づくりから終末期医療に至るまで、総合的で、一体的な対策を講じる必要があります。</p> <p>こうしたことから、本計画は、医療提供体制の確保を図るために定める「医療計画」（根拠：医療法第30条の4第1項）、住民の健康増進の推進に関する施策について定める「健康増進計画」（根拠：健康増進法第8条）、「きょうと健やか21」及び「肝炎対策を推進するための計画」（根拠：肝炎対策の推進に関する基本的な指針）を一体として定めた、京都府における保健医療の方針を明らかにする基本計画として策定しました。</p> <p>(略)</p> </div>	<p>第1部 総論 第2章 計画の性格と期間 ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 医療計画、健康増進計画の内容を網羅し、高齢者健康福祉計画及び障害福祉計画等と整合を図った保健医療の基本計画 ★ 平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までの6か年計画 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1 計画の性格</p> <p>府民のニーズに即した保健医療の供給体制を整備するに当たっては、府民・患者を中心に、健康づくりから終末期医療に至るまで、総合的で、一体的な対策を講じる必要があります。</p> <p>こうしたことから、本計画は、医療提供体制の確保を図るために定める「医療計画」（根拠：医療法第30条の4第1項）、住民の健康増進の推進に関する施策について定める「健康増進計画」（根拠：健康増進法第8条）、「きょうと健やか21」及び「肝炎対策を推進するための計画」（根拠：肝炎対策の推進に関する基本的な指針）、<u>感染症予防に関する施策について定める「感染症予防計画」（根拠：感染症法）</u>を一体として定めた、京都府における保健医療の方針を明らかにする基本計画として策定しました。</p> <p>(略)</p> </div>	<p>パブリックコメントの意見を受け、追加</p> <p>感染症予防計画の位置づけの明確化のため追加</p>

変更前（中間案）	変更後（最終案）	備考
<p>第2部 各論 第2章 患者本位の安心・安全な医療体制の確立</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <h2 style="margin: 0;">4 救急医療</h2> </div> <p>現状と課題</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 府民への普及啓発</p> <p>○平成28年に改正された「救急蘇生法の指針2015(市民用)」においては、全ての心肺停止傷病者に質の高い胸骨圧迫が行われることが重視されており、病院前の救護体制の充実のため、引き続き応急手当の技術・知識の普及啓発を進めていく必要があります。</p> <p>○<u>夜間等の救急患者の中には、必ずしも救急で受診する必要のない場合があり、真に救急医療を必要とする患者の受診に支障をきたさないよう、救急時の相談体制の充実を図るとともに、府民においても救急医療について正しい理解を持ち、救急車や救急医療機関の適切な利用や、普段からかかりつけ医を持つことが求められています。</u></p> <p>○ドクターヘリの運航に際して地域住民の理解が必要であり、目的等について府民への普及啓発を進める必要があります。</p> <p>対策の方向</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ポイント</p> <p>★救急相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の電話相談窓口（#7119）を<u>市町村</u>と共同で設置し、医師・看護師等による助言・緊急度判定、医療機関案内、在宅医療制度の案内等を行うことで、<u>救急要請件数の増加の抑制や在宅医療の充実</u> </div>	<p>第2部 各論 第2章 患者本位の安心・安全な医療体制の確立</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <h2 style="margin: 0;">4 救急医療</h2> </div> <p>現状と課題</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 府民への普及啓発</p> <p>○平成28年に改正された「救急蘇生法の指針2015(市民用)」においては、全ての心肺停止傷病者に質の高い胸骨圧迫が行われることが重視されており、病院前の救護体制の充実のため、引き続き応急手当の技術・知識の普及啓発を進めていく必要があります。</p> <p>○<u>高齢化社会における在宅医療にも対応した救急体制を構築するため、急な体調悪化などの際の相談体制の充実を図るとともに、府民においても救急医療について正しい理解を持ち、救急車や救急医療機関の適切な利用や、普段からかかりつけ医を持つことが求められています。</u></p> <p>○ドクターヘリの運航に際して地域住民の理解が必要であり、目的等について府民への普及啓発を進める必要があります。</p> <p>対策の方向</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ポイント</p> <p>★救急相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の電話相談窓口（#7119）を<u>府内消防本部（局）</u>と共同で設置し、医師・看護師等による助言・緊急度判定、医療機関案内、在宅医療制度の案内等を行うことで、<u>府民等の安心・安全の提供、高齢者が安心して在宅療養できる体制の推進、救急医療機関への適正受診の推進及び救急医療機関スタッフ負担軽減等を図る。</u> </div>	<p></p> <p>パブリックコメントの意見を受け、追加</p> <p>パブリックコメントの意見を受け、追加</p>

変更前（中間案）	変更後（最終案）	備考																								
<div data-bbox="120 172 1021 245" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>7 在宅医療</p> </div> <p>(略)</p> <p>成果指標</p> <table border="1" data-bbox="107 395 1016 561"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">現状値</th> <th colspan="2">目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域で在宅チームの連携の要となる人材の養成数</td> <td><u>532</u>人</td> <td>H29年 (2017年)12月</td> <td><u>650</u>人</td> <td>2023年度</td> <td>京都府高齢者支援課調べ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状値		目標値		出典	地域で在宅チームの連携の要となる人材の養成数	<u>532</u> 人	H29年 (2017 年)12月	<u>650</u> 人	2023年度	京都府高齢者支援課調べ	<div data-bbox="1072 172 1973 245" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>7 在宅医療</p> </div> <p>(略)</p> <p>成果指標</p> <table border="1" data-bbox="1055 395 1964 561"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">現状値</th> <th colspan="2">目標値</th> <th>出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域で在宅チームの連携の要となる人材の養成数</td> <td><u>722</u>人</td> <td>R2年 (2020年)12月</td> <td><u>960</u>人</td> <td>2023年度</td> <td>京都府高齢者支援課調べ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状値		目標値		出典	地域で在宅チームの連携の要となる人材の養成数	<u>722</u> 人	R2年 (2020 年)12月	<u>960</u> 人	2023年度	京都府高齢者支援課調べ	<p>実績が目標値を上回ったため修正</p>
項目	現状値		目標値		出典																					
地域で在宅チームの連携の要となる人材の養成数	<u>532</u> 人	H29年 (2017 年)12月	<u>650</u> 人	2023年度	京都府高齢者支援課調べ																					
項目	現状値		目標値		出典																					
地域で在宅チームの連携の要となる人材の養成数	<u>722</u> 人	R2年 (2020 年)12月	<u>960</u> 人	2023年度	京都府高齢者支援課調べ																					

変更前（中間案）	変更後（最終案）	備考
<p data-bbox="91 156 1021 188">第3章 健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供</p> <div data-bbox="120 220 1021 293" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="129 225 499 264">1 健康づくりの推進</p> </div> <p data-bbox="91 347 246 384">現状と課題</p> <p data-bbox="107 400 369 432">(1)～(4) (略)</p> <p data-bbox="107 496 595 528">(5) 高齢期の健康づくり・介護予防</p> <p data-bbox="107 544 163 576">(略)</p> <p data-bbox="91 639 237 671">対策の方向</p> <div data-bbox="107 683 1014 975" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="114 699 230 730">ポイント</p> <p data-bbox="129 738 185 770">(略)</p> <p data-bbox="114 794 1003 874">★「京都式介護予防総合プログラム(運動・口腔・栄養)」を府内市町村に更に普及させるとともに、住民主体の継続的な取組となるよう支援</p> <p data-bbox="129 930 185 962">(略)</p> </div> <p data-bbox="107 983 163 1015">(略)</p>	<p data-bbox="1043 156 1973 188">第3章 健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供</p> <div data-bbox="1072 220 1973 293" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="1081 225 1451 264">1 健康づくりの推進</p> </div> <p data-bbox="1043 347 1198 384">現状と課題</p> <p data-bbox="1059 400 1321 432">(1)～(4) (略)</p> <p data-bbox="1059 496 1547 528">(5) 高齢期の健康づくり・介護予防</p> <p data-bbox="1059 544 1115 576">(略)</p> <p data-bbox="1043 639 1189 671">対策の方向</p> <div data-bbox="1059 683 1966 975" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1066 699 1182 730">ポイント</p> <p data-bbox="1081 738 1137 770">(略)</p> <p data-bbox="1066 794 1951 922">★「京都式介護予防総合プログラム(運動・口腔・栄養)」を府内市町村に更に普及させるとともに、<u>指導者の養成など</u>住民主体の継続的な取組となるよう支援</p> <p data-bbox="1081 930 1137 962">(略)</p> </div> <p data-bbox="1059 983 1115 1015">(略)</p>	<p data-bbox="2033 831 2145 911">委員の意見を 受け、追加</p>

変更前（中間案）	変更後（最終案）	備考
<p data-bbox="91 197 1021 280">2 特に広範かつ継続的な医療の提供が必要な疾病に係る対策</p> <p data-bbox="91 339 300 371">（5）精神疾患</p> <p data-bbox="91 384 237 416">現状と課題</p> <p data-bbox="136 437 188 469">（略）</p> <p data-bbox="91 520 349 552">2 各疾患別の状況</p> <p data-bbox="91 568 315 600">（1）・（2）（略）</p> <p data-bbox="91 651 264 683">（3）依存症</p> <p data-bbox="91 699 1021 826">※方向性等については、現在改定中の「第6期京都府障害福祉計画及び第2期京都府障害児福祉計画」及び策定中の「京都府依存症等対策推進計画（仮称）」確定後に追加</p>	<p data-bbox="1043 197 1973 280">2 特に広範かつ継続的な医療の提供が必要な疾病に係る対策</p> <p data-bbox="1043 339 1252 371">（5）精神疾患</p> <p data-bbox="1043 384 1189 416">現状と課題</p> <p data-bbox="1088 437 1140 469">（略）</p> <p data-bbox="1043 520 1301 552">2 各疾患別の状況</p> <p data-bbox="1043 568 1267 600">（1）・（2）（略）</p> <p data-bbox="1043 651 1216 683">（3）依存症</p> <p data-bbox="1043 699 1973 1070"> <u>依存症については、平成29年3月に「京都府アルコール健康障害対策推進計画」を策定し、計画期間である平成29年度から令和2年度の4年間、推進会議を設置して取組を実施しています。この計画の改定に際しては、アルコール健康障害だけではなく薬物依存症、ギャンブル等依存症などの依存症対策を総合的に推進する「京都府依存症等対策推進計画（仮称）」（計画期間：令和3年度～令和8年度）として新たな計画を策定し、発生から進行、再発の各段階に応じた予防施策を総合的に推進していきます。</u> </p> <p data-bbox="1088 1134 1279 1166">① <u>アルコール</u></p> <ul data-bbox="1111 1182 1973 1453" style="list-style-type: none"> • <u>平成29年度の全国の外来（通院）の患者数は約10.2万人、入院の患者数は約2.8万人となっています。</u> • アルコール依存症について正しい知識を普及させ、適切な医療を提供することができる専門医療機関や依存症治療拠点機関の整備を促進するとともに<u>早期に相談、治療、回復支援につなげていく関係機関の連携体制の強化</u>が必要です。 	<p data-bbox="1993 687 2159 1294">現在改定中の「第6期京都府障害福祉計画及び第2期京都府障害児福祉計画」及び策定中の「京都府依存症等対策推進計画（仮称）」の最終案を追加</p>

変更前（中間案）	変更後（最終案）	備考
<p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>② 薬物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度の全国の外来（通院）の患者数は約 1.1 万人、入院の患者数は約 0.2 万人となっています。 ・平成 28 年 6 月、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律が施行され、薬物依存症者の再犯(再使用)防止は、刑事司法機関のみでは不十分であり、保護観察所と地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との連携体制の構築が不可欠です。 <p>③ ギャンブル等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度の全国の外来（通院）の患者数は約 0.3 万人、入院の患者数は 280 人となっています。 ・ギャンブル等を始め出す若い世代など府民を対象とした啓発活動とともに、治療を行える医療機関や自助グループなどの確保、多重債務問題など幅広い相談機関による連携体制の強化が必要です。 <p>④その他の依存症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外のゲーム障害などの依存症についても「京都府依存症等対策推進計画（仮称）」による施策推進により、依存症等対策全体の環境整備の必要があります。 <p>※現時点での案を記載。現在改定中の「第 6 期京都府障害福祉計画及び第 2 期京都府障害児福祉計画」及び策定中の「京都府依存症等対策推進計画（仮称）」の内容確定後に最終版を記載</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	

変更前（中間案）	変更後（最終案）	備考
<p>対策の方向</p> <p>ポイント</p> <p>1 各疾患別</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 依存症</p> <p>※方向性等については、現在改定中の「第6期京都府障害福祉計画及び第2期京都府障害児福祉計画」及び策定中の「京都府依存症等対策推進計画（仮称）」確定後に追加</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>対策の方向</p> <p>ポイント</p> <p>1 各疾患別</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 依存症</p> <p>①アルコール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識の普及を図り、依存症に対する偏見を解消し、多量飲酒への注意喚起等を記載した冊子等を作成して啓発を実施 ・学生が多い京都では特に若者を中心に普及啓発を実施 ・相談窓口機関等が情報連携などを行う連携会議を開催 ・アルコール依存症に適切な医療を提供することができる専門医療機関や依存症治療拠点機関の整備促進 ・<u>アルコール依存症の疑い者の早期発見・早期治療・早期回復支援につなげる健診機関、医療機関、相談機関、自助グループ等の連携強化</u> ・<u>依存症専門医師の内科などへのコンサルテーション派遣</u> ・アルコール依存症に関する医療・保健・福祉活動の充実、相談支援機能の強化 <p>②薬物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物依存に係る関係機関の連絡会議を開催 ・薬物依存症に係る集団プログラムを実施 ・精神保健福祉総合センターにおいて家族プログラムを実施 ・京都府こころのケアセンター、京都府精神保健福祉総合センター、京都市こころの健康増進センターにおいて相談体制の充実強化 	<p>現在改定中の「第6期京都府障害福祉計画及び第2期京都府障害児福祉計画」及び策定中の「京都府依存症等対策推進計画（仮称）」の最終案を追加</p>

変更前（中間案）	変更後（最終案）	備考
	<p>③<u>ギャンブル等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>学生など若い世代を対象としたのめり込みによるリスクに関する普及啓発を実施</u> ・<u>事業者等に対する相談を医療機関、相談機関、自助グループ等へつなぐネットワークの構築</u> ・<u>ギャンブル等依存症に適切な医療を提供することができる専門医療機関や依存症治療拠点機関の整備促進</u> ・<u>多重債務や消費生活に関する相談窓口の相談員、司法関係者の知識の向上を図る取組の実施</u> <p>④ <u>その他の依存症</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>①～③による依存症等対策の推進とともに、すべての依存症に共通する施策である依存症に関する正しい知識の普及、医療機関の充実・確保、相談窓口の連携構築などの取組を推進</u> <p>※現時点での案を記載。現在改定中の「第6期京都府障害福祉計画及び第2期京都府障害児福祉計画」及び策定中の「京都府依存症等対策推進計画（仮称）」の内容確定後に最終版を記載</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	

変更前（中間案）					変更後（最終案）					備考					
成果指標					成果指標										
項目		現状値		目標値		出典		項目		現状値		目標値		出典	
精神科病床における入院後3箇月時点、6箇月時点、1年時点の退院率(※)	3箇月時点	58.9%	H28年度(2016年度)	精査中	2023年度	京都府障害福祉計画	58.9%	H28年度(2016年度)	69.1%	R5年度(2023年度)	京都府障害福祉計画	58.9%	H28年度(2016年度)	91.7%	京都府障害福祉計画
	6箇月時点	83.0%		精査中					83.0%					88.4%	
	1年時点	91.7%		精査中					91.7%					93.1%	
1年以上の長期入院の患者数(※)		2,980人	H29年度(2017年度)	精査中	2023年度	精神保健福祉資料「630調査」(厚労省)	2,980人	H29年度(2017年度)	2,440人	R5年度(2023年度)	精神保健福祉資料「630調査」(厚労省)				
グループホームの整備状況		1,460人分	H28年度(2016年度)	精査中	2023年度	京都府障害福祉計画	1,460人分	H28年度(2016年度)	2,270人分	R5年度(2023年度)	京都府障害福祉計画				
精神科救急の治療後の後方支援医療機関への転院基準、身体疾患が安定した後の精神科医療機関への転院基準の策定		未策定	H28年度(2016年度)	策定	2023年度	京都府障害者支援課調べ	未策定	H28年度(2016年度)	策定	R5年度(2023年度)	京都府障害者支援課調べ				
DPAT隊員の登録人数		3人	H29年度(2017年度)	30人	2023年度	DPAT先遣隊機関登録(DPAT事務局)	3人	H29年度(2017年度)	30人	R5年度(2023年度)	DPAT先遣隊機関登録(DPAT事務局)				

※第6期京都府障害福祉計画目標。

※現時点での案を記載。第6期障害福祉計画における目標値確定後に最終版を記載

現在改定中の「第6期京都府障害福祉計画及び第2期京都府障害児福祉計画」及び策定中の「京都府依存症等対策推進計画(仮称)」の最終案を追加

変更前（中間案）	変更後（最終案）	備考
<p>（６）認知症</p> <p>現状と課題</p> <p>（略）</p> <p>○認知症は、かかる可能性のある当たり前の病気であり、認知症となっても本人の意志が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「認知症施策推進大綱」や第２次京都認知症総合対策推進計画（新・京都式オレンジプラン）を踏まえながら医療・介護・福祉の関係機関が連携し、総合的な対策を講じていく必要があります。</p> <p>（略）</p> <p>対策の方向</p> <p>ポイント</p> <p>★すべての人が認知症を正しく理解し適時・適切に対応できる環境づくり</p> <p>（略）</p> <p>○市町村が実施する健康づくりや介護予防など認知症予防に<u>つながる事業を支援し、認知症予防の重要性を地域住民に周知</u></p> <p>★＜早期発見・早期鑑別診断・早期対応＞ができる体制づくり</p> <p>（略）</p> <p>○認知症疾患医療センター等の医療機関や認知症カフェ等において、本人・家族が<u>病気</u>に向き合い、生活を再構築するために必要な情報やピアサポートの場を提供する本人・家族教室の開催を促進</p>	<p>（６）認知症</p> <p>現状と課題</p> <p>（略）</p> <p>○認知症は、様々な病気によって脳神経細胞が壊れたり機能が低下し、<u>そのために認知機能が低下して、社会生活や日常生活などに支障をきたすようになってきた状態のことを言い、誰もがなりうるものです。</u>認知症となっても本人の意志が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「認知症施策推進大綱」や第２次京都認知症総合対策推進計画（新・京都式オレンジプラン）を踏まえながら医療・介護・福祉の関係機関が連携し、総合的な対策を講じていく必要があります。</p> <p>（略）</p> <p>対策の方向</p> <p>ポイント</p> <p>★すべての人が認知症を正しく理解し適時・適切に対応できる環境づくり</p> <p>（略）</p> <p>○市町村が実施する健康づくりや介護予防など認知症予防に<u>資する可能性のある事業を支援</u></p> <p>★＜早期発見・早期鑑別診断・早期対応＞ができる体制づくり</p> <p>（略）</p> <p>○認知症疾患医療センター等の医療機関や認知症カフェ等において、本人・家族が<u>認知症</u>に向き合い、生活を再構築するために必要な情報やピアサポートの場を提供する本人・家族教室の開催を促進</p>	<p>パブリックコメントの意見を受け、追加</p>

変更前（中間案）	変更後（最終案）	備考
<p>○多職種協働の研修の実施等、かかりつけ医、歯科医師、かかりつけ薬剤師・薬局、看護師、地域包括支援センター職員やケアマネジャー等介護従事者が連携の密度を高める仕組みづくりを推進 (略)</p> <p>★家族への支援の強化</p> <p>○認知症リンクワーカーの<u>養成・配置</u>を促進し、本人・家族に寄り添った支援を充実 (略)</p> <p>○認知症疾患医療センター等の医療機関や認知症カフェ等において、本人・家族が<u>病気</u>に向き合い、生活を再構築するために必要な情報やピアサポートの場を提供する本人・家族教室の開催を促進（再掲） (略)</p>	<p>○多職種協働の研修の実施等、かかりつけ医、歯科医師、かかりつけ薬剤師・薬局、看護師、地域包括支援センター職員やケアマネジャー等介護従事者が連携の密度を高める仕組みづくりを推進 (略)</p> <p>★家族への支援の強化</p> <p>○認知症リンクワーカーの<u>活動</u>を促進し、本人・家族に寄り添った支援を充実 (略)</p> <p>○認知症疾患医療センター等の医療機関や認知症カフェ等において、本人・家族が<u>認知症</u>に向き合い、生活を再構築するために必要な情報やピアサポートの場を提供する本人・家族教室の開催を促進（再掲） (略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

変更前（中間案）	変更後（最終案）	備考
<p data-bbox="91 172 1021 244">様々な疾病や障害に係る対策の推進</p> <p data-bbox="91 252 1021 292">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="91 300 1021 387">(4) 感染症対策 ※数値は、令和2年11月時点。最終案時は、最新の数値に修正(略)</p> <p data-bbox="91 395 1021 467">★新型コロナウイルス感染症及び新たな感染症への対応(略)</p> <p data-bbox="91 475 1021 515">(検査体制の拡充)</p> <ul data-bbox="91 523 1021 858" style="list-style-type: none"> ・患者が増加した場合の医療提供体制等の対策を検討するため、医療関係等からなる「新型コロナウイルス感染症対策協議会」を設置(令和2年3月) ・PCR検査を必要とする患者が検査を受けやすくするよう京都府医師会の協力の下「京都府・医師会京都検査センター」を設置 <u>3</u>箇所 ・臨時衛生検査所を設置(令和2年6月) ・唾液検査を活用した検査体制の充実(令和2年7月) ・PCR検査が可能な医療機関等 診療所 477箇所 接触者外来 55箇所 <p data-bbox="91 866 1021 906">(医療体制の確保)</p> <ul data-bbox="91 914 1021 1329" style="list-style-type: none"> ・重症患者や基礎疾患を有する患者の増加に対応するため、入院患者等の受入れ医療機関の調整等を行う「入院医療コントロールセンター」を設置(令和2年3月) ・新型コロナウイルス患者受入確保病床数 <u>569</u>床 ・軽症者、無症状病原体保有者を受け入れる宿泊療養施設の設置 <u>338</u>室 ・周産期医療協議会において、新型コロナウイルス感染症病態と妊娠リスクに応じた受入病院の区分を設定(令和2年5月) ・<u>新型コロナウイルスとインフルエンザ両方の迅速検査の実施</u> <u>実施可能な医療機関 診療所 164箇所 接触者外来 55箇所</u> <p data-bbox="91 1337 1021 1409">(略)</p>	<p data-bbox="1043 172 1973 244">様々な疾病や障害に係る対策の推進</p> <p data-bbox="1043 252 1973 292">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="1043 300 1973 387">(4) 感染症対策 ※数値は改定時の数値に修正。(略)</p> <p data-bbox="1043 395 1973 467">★新型コロナウイルス感染症及び新たな感染症への対応(略)</p> <p data-bbox="1043 475 1973 515">(検査体制の拡充)</p> <ul data-bbox="1043 523 1973 858" style="list-style-type: none"> ・患者が増加した場合の医療提供体制等の対策を検討するため、医療関係等からなる「新型コロナウイルス感染症対策協議会」を設置(令和2年3月) ・PCR検査を必要とする患者が検査を受けやすくするよう京都府医師会の協力の下「京都府・医師会京都検査センター」を設置 ●箇所 ・臨時衛生検査所を設置(令和2年6月) ・唾液検査を活用した検査体制の充実(令和2年7月) ・<u>診療・検査医療機関 ●箇所 接触者外来 ●箇所</u> <p data-bbox="1043 866 1973 906">(医療体制の確保)</p> <ul data-bbox="1043 914 1973 1329" style="list-style-type: none"> ・重症患者や基礎疾患を有する患者の増加に対応するため、入院患者等の受入れ医療機関の調整等を行う「入院医療コントロールセンター」を設置(令和2年3月) ・新型コロナウイルス患者受入確保病床数 ●床 ・軽症者、無症状病原体保有者を受け入れる宿泊療養施設の設置 ●室 ・<u>感染者の療養情報を一元的に管理する「自宅療養者等フォローアップチーム」を設置(令和2年11月)</u> ・周産期医療協議会において、新型コロナウイルス感染症病態と妊娠リスクに応じた受入病院の区分を設定(令和2年5月) <p data-bbox="1043 1337 1973 1409">(略)</p>	<p data-bbox="1993 1297 2148 1425">診療・検査医療機関と統合するため削除</p>

変更前（中間案）	変更後（最終案）	備考
<p>○今後の対策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実 ・検査体制の整備 検査技師、検査機器及び検査試薬の確保 ・医療体制の整備 医療従事者の安全対策、病床の確保、地域医療体制の整備 ・積極的疫学調査やクラスター対策に対応できる保健所体制の整備 ・个人防护具、ゾーニングに係る医療資機材等の確保 ・ワクチン、治療薬の確保 ・感染防止対策と社会活動の両立を図るための感染防止対策の効果的な啓発等の実施 	<p><u>（ワクチン接種体制の確保）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の状況把握や相談対応、関係団体との調整、医療従事者等への優先接種を行う「ワクチン接種チーム」の設置（令和3年1月） ・新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を円滑に進めるため、京都府と市町村が連携し、医師会等関係団体の協力を得て、接種を希望する府民が身近な地域で適切にワクチンを接種できるよう「京都府新型コロナウイルスワクチン接種調整会議」を設置（令和3年1月） <p><u>（その他）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策については、京都府自殺対策推進計画に基づき、コロナ禍における現状を踏まえた相談支援等の取組を推進 <p>○今後の対策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実 ・検査体制の整備 検査技師、検査機器及び検査試薬の確保 ・医療体制の整備 医療従事者の安全対策、病床の確保、地域医療体制の整備 ・積極的疫学調査やクラスター対策に対応できる保健所体制の整備 ・个人防护具、ゾーニングに係る医療資機材等の確保 ・ワクチン<u>接種体制</u>の確保 ・感染防止対策と社会活動の両立を図るための感染防止対策の効果的な啓発等の実施 ・<u>コロナ禍における人権の尊重</u> 	<p>委員の意見を 受け、追加</p>